離婚の届け出について

○お問い合わせ　酒田市役所市民課戸籍係　TEL２６－５７２４（直通）
八幡総合支所市民福祉係　TEL６４－３１１２（直通）
平田総合支所市民福祉係　TEL５２－３９１３（直通）
松山総合支所市民福祉係　TEL６２－２６１１（代表）

１．記入上の注意

◆黒ボールペンか黒インクではっきりと正確に記入してください（鉛筆・消せるボールペンは不可）。
◆書き間違えたときは、訂正する文字の中央に線を引き、その欄に正しく記入しなおしてください。
（修正液・修正テープなどは使用しないでください。）

２．持参するもの

☑ 離婚届書・・・・・・・・・協議離婚の場合は、証人欄に成人の証人２人の署名が必要です。
☑ 本人確認書類 ・・・・・運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど
官公署発行の顔写真付きのもの。

３．届出人

◆協議離婚の場合は、夫と妻。届書を持参するのは、どちらか一方、あるいは使者でも可。
◆裁判離婚の場合は、原則として、調停あるいは審判の申立人、または裁判の訴えの提起者。使者も可。
※調停・和解が成立した日または判決・審判が確定した日から１０日以内に届出する義務があります。
申立人や訴えの提起者が届出期間内に届出しないときは、相手方からも届出することができます。

４．届出をするところ

夫妻の本籍地、住所地または一時滞在地

５．業務時間外（休日・夜間）に届出をする場合

◆時間外受付（守衛室）でお預かりすることになりますので、届書に書き漏れや書き間違いのないよう、平日に市区町村役場の窓口で事前審査を受けていただくことをお勧めします。
◆不備があった場合は、窓口に来庁していただく場合があります。そのため、届書下の「連絡先」に日中連絡がとれる電話番号（携帯や勤務先でも可）を必ず記入してください。

６．住所変更について（窓口）市民課住民係　TEL ２６－５７２３ または 各総合支所市民福祉係

◆住所の変更をする場合は、離婚届とは別に「住民異動届」が必要になります。
◆届出の際、必ず必要なもの・・・本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）
◆外国人の方の場合、転居・転入届の際、在留カードが必要になります。

種　類	届出期間	その他持参するもの
転 居 届 （市内で住所変更をしたとき）	引っ越しをした日から１４日以内	・国民健康保険資格確認書（加入者のみ） ・マイナンバーカード ・子育て支援医療証（該当者のみ）
転 入 届 （市外からの異動）		・前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ・年金手帳（加入者のみ） ・マイナンバーカード
転 出 届 （市外への異動）	引っ越しのおおむね２週間前から、 引っ越しをする日まで	・国民健康保険資格確認書（加入者のみ） ・印鑑登録証（登録者のみ） ・マイナンバーカード ・子育て支援医療証（該当者のみ）
世帯変更届 （世帯主変更、世帯合併など）	事実の発生した日から１４日以内	・国民健康保険資格確認書（加入者のみ） ・子育て支援医療証（該当者のみ）

※酒田市の場合、住民異動届の受付は、平日午前８時３０分から午後５時１５分まで行っています。
ご不明な点がございましたら、届出する各市区町村の住民登録担当課にお問い合わせください。

7．離婚に伴う手続きについて

◆ 下表１～５の届出窓口　→　市民課または各総合支所市民福祉係
◆ お子様がいらっしゃるご家庭については、別紙「各種制度についてのご案内」を参考にしてください。
※ここに記載のないもので手続きが必要となる場合もありますのでご了承ください。

	手続き	手続きが必要な時
1	子供の戸籍（氏）の変更	父母が離婚しても、子供の戸籍に変動はありません。親権者である母（父）と同じ戸籍に子供を入れる（同じ氏を称する）ためには、①家庭裁判所での「子の氏の変更許可の申立」及び②市区町村役場での「入籍届」の手続きが必要になります。
2	印鑑登録	登録印に変更前の氏が含まれている場合（フルネームの印も含む）は、自動的に登録が廃止されます。 現在お持ちの印鑑登録証（カード）をお返しいただくか、使用できないよう処分してください。変更後の氏の印鑑登録証が必要な場合は、ご本人が改めて登録申請をしてください。
3	マイナンバーカード	氏・住所が変更になった場合に手続きが必要になります。 ＜必要なもの＞　マイナンバーカード
4	国民健康保険	氏・住所・世帯主が変更になった場合に手続きが必要になります。 ＜必要なもの＞　国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ※業務時間外（休日・夜間）に離婚届を提出した場合は、後日、変更後の氏を記載した国民健康保険資格確認書等を市から郵送します。 ※配偶者の職場の健康保険の扶養から外れた場合、国民健康保険に加入する必要があります。 ＜必要なもの＞ 資格喪失連絡票、年金手帳（６０歳未満の方）
5	国民年金（加入者）	厚生年金又は共済年金に加入している配偶者の扶養から外れた場合で、２０歳以上６０歳未満の人は、市民課に第１号被保険者への加入届出が必要になります。
6	社会保険・共済組合	健康保険資格確認書等の氏・住所の変更がある場合は、勤務先等にお問い合わせください。
7	運転免許証	記載事項（氏・本籍・住所）変更については、酒田警察署（TEL 0234-23-0110）に直接お問い合わせください。
8	郵便物の転送手続き	最寄りの郵便局に備え付けてある「転居届」のハガキに必要事項を記入・押印の上、郵便局窓口に提出するか、ポストに投函してください。

離婚届の書き方と注意事項

離　婚　届

令和　年　月　日届出

長殿

	通知	

	夫	妻
（フリガナ） 名	コウノ　ジロウ 甲　野　次　郎	コウノ　フユコ 甲　野　冬　子
年月日	昭和６０年９月２４日	昭和６２年１月８日
住所 （住民登録をしているところ）	山形県酒田市本町２丁目 ２番４５号 グランドレジデンス７０１号	山形県酒田市飯森山３丁目 １７番地の８６
本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	山形県酒田市幸町一丁目　１０　番地→番 筆頭者の氏名　甲　野　次　郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続柄 （左記の養父母以外にも養父母がいる場合には別紙に書いてください）	夫の父　甲野　一郎　続き柄　長男 母　甲野　夏子	妻の父　乙藤　和夫　続き柄　二女 母　乙藤　春子
	養父　続き柄 養母　養子	養父　続き柄 養母　養女
離婚の種別	☑協議離婚　☐和解　年　月　日成立 ☐調停　年　月　日成立　☐請求の認諾　年　月　日認諾 ☐審判　年　月　日確定　☐判決　年　月　日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐夫　は　☐もとの戸籍にもどる ☑妻　☑新しい戸籍をつくる 山形県酒田市飯森山三丁目１７　番地→番　８６　筆頭者の氏名　乙藤　冬子	
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子　甲野　太一、甲野　咲 父（夫）が親権を行う子 母（妻）が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

記入上の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
 台湾

未成年の子がいる場合、届書右下欄の面会交流、養育費の分担について、あてはまるものにチェックしてください。
※子どもの養育に関する合意書の作成については、法務省のサイト（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html）をご覧ください。

・届出時点の住所を記入してください。
・離婚届と同時に住所変更（転居届または転入届）をする場合は、新しい住所を記入してください。
・世帯主の記載は不要です。

・実父母の氏名を記入してください。
・父母が離婚している場合は、現在の氏で父母の氏名を記入してください。
・養父母がいる場合は養父母の氏名を記入してください。

あてはまる☐に✔してください。

夫婦の間に未成年（１８歳未満）の子がいる場合は、親権者を決めて、子の氏名を記入してください。
子が複数いる場合でも、それぞれの氏は省略しないでください。

※協議離婚の場合※
内容を確認し、夫妻ともに必ずしるしをつけてください。

届出時点で同居している場合、別居した年月、別居する前の住所は、空欄にしてください。

同居の期間	平成　２９　年　２　月から　令和　３　年　９　月まで
別居する前の住所	山形県酒田市飯森山３丁目　１７　番地→番　の８６
別居する前の世帯のおもな仕事と	☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐3. 企業・個人商店等（官公庁を除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人まで　の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☑4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐6. 仕事をしている者のいない世帯
	※4月1日から翌年3月31日までに届出を
妻の職業	
他	
届出人署名（※押印は任意）	夫　甲野　次郎　印　妻　甲野　冬子　印

・裁判離婚の場合は、申立人または訴えの提起者が署名してください。
・相手の署名欄は空欄で結構です。
・押印は任意です。

別居前の世帯での主な仕事にチェックしてください。
仕事をしている人が複数人いる場合は、一番収入が多い人のところをチェックしてください。

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	丙山　義郎　印	丙山　秋子　印
生年月日	昭和　38 年 3 月 22 日	昭和　40 年 8 月 13 日
住所	山形県鶴岡市馬場町 ９番２５号	山形県鶴岡市馬場町 ９番２５号
本籍	山形県鶴岡市馬場町 ９　番地→番	山形県鶴岡市馬場町 ９　番地→番

・協議離婚のときのみ証人が二人必要です。
　証人は成年者であり、二人の離婚の意思を確認できる方であればどなたでもかまいません。
・離婚する本人は証人になれません。

婚姻で氏が変わった方は、離婚後の氏と戸籍を次の中から選んでください。

●『婚姻前の氏に戻る』
①親の戸籍に戻る　→ ☑もとの戸籍にもどる
・戻る本籍、筆頭者の氏名を記入してください

②自分で新戸籍をつくる　→ ☑新しい戸籍をつくる
・離婚後の本籍、筆頭者の氏名を記入してください
（筆頭者の欄の氏名は、離婚後に戻る氏で記入してください）

●『引き続き今までの氏を使う』
③左の欄に何も記入しないでください。
・別の用紙で『離婚の際に称していた氏を称する届』
（戸籍法７７条の２の届）を離婚届と同時に提出してください。

離婚届を提出し、いったん婚姻前の氏に戻った方も、「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から３か月以内であれば、「戸籍法７７条の２の届」を提出することによって、そのまま使用できます。